災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

昭和39年６月11日

条例第97号

災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例を公布する。

災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

（目的）

第１条　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第１項の規定により、災害時等における応急措置の業務に従事した者又はその者の遺族若しくは被扶養者が受ける損害を補償する場合においては、この条例の定めるところによる。

（損害補償）

第２条　前条の損害の補償については、消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）に定める消防協力者等に対する損害補償の例による。

（施行の細目）

第３条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年６月１日条例第31号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、昭和41年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

附　則（平成21年３月30日条例第46号）抄

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。